

# 高松市森林整備計画

計画期間 

自	令和3年4月1日
	至 令和13年3月31日

(令和3年3月31日樹立)

(令和4年3月31日変更)

(令和6年3月29日変更)

## 目 次

- I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項
  - 1 森林整備の現状と課題
  - 2 森林整備の基本方針
  - 3 森林施業の合理化に関する基本方針
  
- II 森林の整備に関する事項
  - 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）
    - 1 樹種別の立木の標準伐期齢
    - 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法
    - 3 その他必要な事項
  - 第2 造林に関する事項
    - 1 人工造林に関する事項
    - 2 天然更新に関する事項
    - 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項
    - 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準
    - 5 その他必要な事項
  - 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準
    - 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法
    - 2 保育の種類別の標準的な方法
    - 3 その他必要な事項
  - 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
    - 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法
    - 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法
    - 3 その他必要な事項
  - 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項
    - 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針
    - 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策
    - 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項
    - 4 森林経営管理制度の活用に関する事項
    - 5 その他必要な事項
  - 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項
    - 1 森林施業の共同化の促進に関する方針
    - 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策
    - 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項
    - 4 その他必要な事項
  - 第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項
    - 1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

- 2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項
- 3 作業路網の整備に関する事項
- 第8 その他必要な事項
  - 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項
  - 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項
  - 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

### Ⅲ 森林の保護に関する事項

- 第1 鳥獣害の防止に関する事項
  - 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法
  - 2 その他必要な事項
- 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防、その他の森林の保護に関する事項
  - 1 森林病虫害の駆除及び予防の方法
  - 2 鳥獣による森林被害対策の方法（第1に掲げる事項を除く。）
  - 3 林野火災の予防の方法
  - 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項
  - 5 その他必要な事項

### Ⅳ 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

### Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 生活環境の整備に関する事項
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
- 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
- 7 その他必要な事項

# I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

## 1 森林整備の現状と課題

本市は、香川県の中央に位置しており北西部に五色台を擁し、なだらかに南へ向かって傾斜し、中央部には平野が広がっている。南部には讃岐山脈を控え、東側に大滝山、西側に竜王山が相対してそびえたっており、その周辺は県立自然公園の指定を受けている。讃岐山脈から発する香東川が南部から北上し、瀬戸内海へ注いでおり、支流である内場川には内場ダム、椋川には椋川ダムがあり、治水を担っている。気候は典型的な瀬戸内海気候で、年間を通じて気温較差が小さい温暖な気候である。

本市の総面積は、37,567ha であり、森林面積は 14,302ha で総面積の約 38% を占め、その内訳は国有林 1,521ha、県有林及び市有林を含む民有林は 12,781ha である。また、地域森林計画対象森林のうち、ヒノキを主体とした人工林の面積は 2,704ha であり、人工林率は約 25% である。

本市の森林は、地域住民の生活に密着した里山から林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林帯、さらには、広葉樹が林立する天然生の樹林帯まで多様性に富んだ林分構成となっている。また、市南部においては、ダム周辺森林が重要な水源涵養機能を発揮していることから、多くの区域で保安林の指定を受けている。

人工林については、市南部を中心に、昭和 40 年代から 50 年代にかけて植栽したヒノキ等が利用期を迎えていることから、搬出間伐を中心とした施業を積極的に推進し、市産木材の供給に努めることが重要である。

※本市の面積は、令和 5 年 5 月 1 日現在。国有林面積は令和 3 年 4 月 1 日現在。その他の森林面積は、令和 6 年 3 月 29 日現在。

## 2 森林整備の基本方針

### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林は、森林の有する多面的機能の発揮を通じて、市民生活の維持・向上に寄与しており、各々の森林について、期待される機能が十分に発揮されるよう、整備及び保全を進める必要がある。

森林の有する主な機能と各機能に応じた森林の望ましい姿については、次のとおりである。

森林の有する主な機能	望ましい森林の姿
水源かん養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて土砂の流出、崩壊を防止する治山施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く枝葉が多く茂っているなど、遮へい能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林

文化機能	史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

## (2) 森林の整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

### 1) 森林の整備の基本的な考え方

(1) で掲げた森林の有する各機能の維持増進を図るための森林整備及び保全の基本的な考え方については、次のとおりとする。

森林機能区分	森林の整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策
水源かん養機能	洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。ダム等の利水施設上流部において、水源かん養の機能が十分に発揮されるよう、森林の適切な整備を推進する。
山地災害防止機能／ 土壌保全機能	災害に強い土壌を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。
快適環境形成機能	地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。
保健・レクリエーション機能	市民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や市民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。
文化機能	美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。
木材等生産機能	木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本として、将来にわたり育成単層林として維持する森林では、主伐後の植栽による確実な更新を行う。この場合、施業の集約化や機械化を通じた効率的な整備を推進する。

### 2) 造林から伐採に至る森林施業の推進方策

適切な森林整備を推進していくためには、林業普及指導員、林業事業体及び森林所有者等の相互の連携をより密とし、国又は県等の補助事業等を積極的に活用し、森林整備事業を進めるものとする。

### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

本市の人工林の多くが小規模かつ分散しており、所有規模も多様であることから、森林経営の受委託等を促進し、森林経営を集約化することで、効率的な森林整備事業の実施を図る。

## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く）

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであるが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではないことに留意すること。

樹種	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ・ナラ	その他広葉樹
林齢	35年	40年	30年	10年	15年

#### 2 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じた無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その方法については、以下に示す皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐択伐の別	標準的な方法
皆伐	皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然条件及び森林の有する公益的機能の確保の必要性を踏まえ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね10haごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。
択伐	択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な伐採率で行うものであり、材積に係る伐採率が30%以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40%以下）の伐採とする。 択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率によることとする。

立木の伐採の標準的な方法を進めるに当たっては、以下のア～オに留意する。

ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。

イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、伐採跡地間には、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。

ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を定め、その方法を勘案して伐採を行うこととする。特に、伐採後の更新が天然更新により行われる場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。

エ 林地の保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持並びに溪流周辺や尾根筋等の森林における生物多様性の保全等のために必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置する。

オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえること。

また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1（2）で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」（令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知）を踏まえ、現地に適した方法により行うこととする。

### 3 その他必要な事項

該当無し

人工林の生産目標ごとの主伐の時期は、下表を目安として定めること。

単位（径級：cm）

樹種	標準的な施業体系			施業上の伐採の目安（年）
	生産目標	仕立方法	期待径級	
ヒノキ	一般建築材・大径材	中仕立て	28	70
	柱材・一般建築材		23～	50～
スギ	一般建築材・大径材	中仕立て	38	65
	一般建築材		20～	40～
マツ	一般建築材・大径材	—	26～	60
	一般材		22～	40～
クヌギ	しいたけ原木	—	10～16	15～20
その他 広葉樹	—	—	—	15～

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

また、花粉発生源対策の加速化を図るため、花粉の少ない苗木（無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木をいう。以下同じ。）の植栽、広葉樹の導入等に努める。

#### （1）人工造林の対象樹種

人工造林の対象樹種は次のとおりとする。

人工造林の対象樹種	木材生産を目的とする場合には、スギ、ヒノキ、マツ及び造林実績のある有用広葉樹
-----------	--

なお、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は高松市農林水産課とも相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

苗木の選定については、成長に優れたエリートツリー（第2世代精英樹等）等の苗木や花粉の少ない苗木の増加に努めることとする。

## (2) 人工造林の標準的な方法

### ア 人工造林の標準的な方法

人工造林の造林樹種について、施業の効率性や自然等の立地条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案して、仕立ての方法別に1ha当たりの標準的な植栽本数を植栽するものとする。

#### 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

樹種	仕立ての方法	植栽本数（1ha当り）
ヒノキ	疎仕立て	2,000～3,000本
	中仕立て	3,000～3,500本
	密仕立て	3,500～4,000本
スギ	疎仕立て	2,000～3,000本
	中仕立て	3,000～3,500本
	密仕立て	3,500～4,000本
マツ	疎仕立て	2,000～3,000本
	中仕立て	3,000～3,500本
	密仕立て	3,500～4,000本
クヌギ コナラ ヤマザクラ	疎仕立て	2,000～3,000本
	中仕立て	3,000～3,500本
	密仕立て	3,500～4,000本
ケヤキ	疎仕立て	2,000～3,000本
	中仕立て	3,000～4,000本
	密仕立て	4,000～5,000本

なお、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は高松市農林水産課とも相談の上、適切な植栽本数を決定するものとする。

### イ その他人工造林の方法

区分	標準的な方法
地拵えの方法	全刈を基本とし、場所によってはその他の手法を用いる。伐採木及び枝条等が植栽や保育作業の支障とならないように整理する。
植栽の方法	気候その他の自然条件及び既往の植付け方法を定めるとともに、適期に植え付けることとする。

コンテナ苗の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。

## (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図るため、3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林など人工造林によるも

のは、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内に更新すること。

ただし、択伐による伐採跡地については、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を越えない期間とする。

## 2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系等からみて、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとし、「香川県天然更新完了基準」により、森林の確実な更新を図ることとする。

### (1) 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	マツ及びナラ類、シイ類、カシ類などの有用広葉樹
ぼう芽更新可能樹種	ナラ類、カシ類、シイ類などのぼう芽力の大きい樹種

なお、定められた樹種以外の樹種を天然更新の対象とする場合は、林業普及指導員又は高松市農林水産課と協議するものとする。

### (2) 天然更新の標準的な方法

#### ア 天然更新の標準的な方法

天然更新すべき本数の基準となる期待成立本数を、次のとおり定める。

期待成立本数	3, 000本/ha
--------	------------

天然更新を行う際には、天然更新の対象樹種がその期待成立本数に10分の3を乗じて得た本数以上成立すると見込まれる状態となることにより完了するものとする。

天然更新に当たって、地表処理、刈出し、植込み、芽かきの方法その他天然更新補助作業として必要な事項等は次のとおりとする。なお、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植込みを行うものとする。

区分	標準的な方法
地表処理	ササや粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、枝条整理等の作業を行う。
刈出し	ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行う。
植込み	天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽する。
ぼう芽整理	ぼう芽を1株当たり概ね3～4本を目安とし、必要に応じてぼう芽整理を行う。

#### イ その他天然更新の方法

「香川県天然更新完了基準」に基づき、伐採跡地の天然更新の状況を確認するとともに、更新すべき立木の本数に満たず天然更新が困難であると判断される場合には天然更新補助作業又は人工造林により確実に更新を図るものとする。

#### 《香川県天然更新完了基準（抜粋）》

県内に自生する高木の稚幼樹（保残木及び萌芽を含む）が、次の状態をもって、更新完了とする。

- ① 樹高が概ね30cmを超え、密度が1,000本/ha以上の状態が、伐採跡地全体の70%以上あること。
- ② 樹冠疎密度が10分の3を超えていること。

(3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図るため、天然更新すべき期間は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とし、更新状況を確認することとする。

更新が完了していないと判断されるものについては、更新補助作業又は人工造林等を行い確実な更新を図ることとする。

3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

(1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林は、現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹木が存在しない森林を基本とする。

(2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

該当無し

4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

(1) 更新に係る対象樹種

ア 人工造林の場合

1の(1)による。

イ 天然更新の場合

2の(1)による。

(2) 生育し得る最大の立木の本数として想定される本数

2の(2)のイにおける期待成立本数とする。

5 その他必要な事項

該当無し

第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	間伐を実施すべき標準的な林齢				標準的な方法
		初回	2回	3回	4回	
ヒノキ	植栽本数 2,000~4,000本 柱材・一般建築材	20~40年生 地位等を考慮し必要な回数を行う。				選木の方法：枯損木、病虫害木、被圧木などの順に、幹の形質に重点をおいて行う。  間伐率：間伐本数率は、おおむね、10~30%とする。ただし、林分密度によって適宜変動する。
	植栽本数 2,000~4,000本 一般建築材・大径材	20~60年生 地位等を考慮し必要な回数を行う。				
スギ	植栽本数 2,000~4,000本 柱材・一般建築材	20~40年生 地位等を考慮し必要な回数を行う。				高階級の森林については立木の成長力に留意して定めること。  なお、材積率については、材積に係る伐採率が35%以下
	植栽本数 2,000~4,000本	20~60年生 地位等を考慮し必要な回数を行う。				

	一般建築材・大径材		であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲内で定めることとする。
マツ	植栽本数 2,000～4,000本	間伐時期及び回数は必要に応じて行う。	
クヌギ	植栽本数 2,000～4,000本	間伐時期及び回数は必要に応じて行う。	ヒノキ、スギにおける標準伐期齢未満の平均的な間伐間隔：10年 ヒノキ、スギにおける標準伐期齢以上の平均的な間伐間隔：15年

## 2 保育の種類別の標準的な方法

保育の種類	樹種	実施年齢(齢級)回数								備考
		I	II	III	IV	V	VI	VII	VIII	
下刈り	ヒノキ スギ	—————								回数：毎年1～2回程度 (植栽後の生育状況等を踏まえ、実施回数や実施期間を判断する。)
	(植栽後5～7年生)									
	マツ クヌギ	—————								
	(植栽後4～5年生)									
つる切	ヒノキ スギ		—————							回数：通常2回程度
	マツ クヌギ		(下刈後、除伐まで)							
除伐	ヒノキ スギ			—————						
	(植栽後10年～間伐まで)									
	マツ クヌギ			—————						
	(植栽後7年～間伐まで)									
枝打	ヒノキ スギ			—————						回数：通常4～5回(生産目標によっては、伐採前の数年間行う場合もある。)
	マツ クヌギ			(植栽後10年～25年生)						
肥培	ヒノキ スギ	—————								(必要に応じて、せき悪林地に、植栽後2～3回施肥を行う。)
	マツ クヌギ	(植栽後2年～3年生)								

## 3 その他必要な事項

局所的な森林の生育状況の差異等により、上記1、2の方法に従って間伐又は保育を行ったのでは十分な目的を達成することができないと見込まれる森林については、生育状況等を考慮し間伐及び保育の方法を決定するものとする。

## 第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

公益的機能別施業森林等の区域設定及び施業の方法は別表1のとおりとし、区域については別表2のとおりとする。

### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

(1) 水源かん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

#### ア 区域の設定

別表2のとおり。

## イ 施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。また、当該森林の伐期齢の下限については、次のとおり定める。

樹種	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ・ナラ	その他広葉樹
林齢	45年	50年	40年	20年	25年

- (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源かん養機能保持増進森林以外の森林

## ア 区域の設定

別表2のとおり。

## イ 施業の方法

地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業、美的景観の維持・形成に配慮した施業を推進する。

また、土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特にこれらの公益的機能の発揮を図る森林については、択伐による複層林施業を行うこととし、それ以外の公益的機能別施業森林については複層林施業を行うこととする。ただし、適切な伐区の配置等により、一部を皆伐しても、維持増進を図るべき公益的機能を発揮することができる場合には、標準伐期齢のおおむね2倍以上に相当する林齢を超える林齢において主伐を行う長伐期施業を行ったうえで皆伐することも可能であり、この場合、長伐期施業を推進すべき森林における皆伐については伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図ることとする。長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限については、次のとおり定める。

樹種	スギ	ヒノキ	マツ	クヌギ・ナラ	その他広葉樹
林齢	70年	80年	60年	20年	30年

- 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

## (1) 区域の設定

別表2のとおり。

## (2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

### 3 その他必要な事項

区域の設定に当たっては、原則、林班単位等で設定するものとし、複数の機能を有すると認められる森林については、森林の状況、森林整備に係る制限等を考慮の上、決定するものとする。

## 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

本市は所有規模が小さな森林が多く、人工林も分散していることから、効率的な森林の施業及び経営を行うため、森林の経営の受委託等により、森林の経営の規模の拡大を進めるものとする。

### 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

森林の経営規模の拡大を進めるため、委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施等については、不在村森林所有者を含めた森林所有者等への働きかけ、森林の経営の受託等を担う森林組合等の育成、施業集約化に向けた長期の施業の受委託など森林の経営の受委託に必要な情報の入手方法の周知をはじめとした普及啓発活動を進めるものとする。

また、意欲ある森林所有者・森林組合等へ森林情報の提供及び助言を行うこと等により、森林経営の委託への転換を目指すこととする。その際、森林経営の委託が円滑に進むよう、施業内容やコストを明示した提案型施業の普及及び定着を促進する。

### 3 森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項

長期の施業の受託等、森林の経営の委託を行う場合には、受託者が自ら森林の経営を行うことができるよう、造林、保育及び伐採などの立木竹の育成を含んだ内容で委託契約が締結できることを目指す。また、森林の保護の実施についての委託においても、森林施業の実施等に必要な作業路網の設置及び維持管理ができるようにすることが望ましい。

### 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者が自ら自然的経済的社会的諸条件に応じて必要な伐採、造林、保育や木材の販売等を継続的に実施することが困難な場合、森林の多面的機能を発揮するため、森林経営管理制度の活用を推進する。森林経営管理制度に基づく森林の施業及び経営管理に当たっては、高松市森林整備計画に定められた公益的機能別施業森林及び木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林における施業の方法に適合したものとなるよう努めるものとする。

### 5 その他必要な事項

該当無し

## 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

森林施業の共同実施、作業路網の共同利用及び維持管理等により、森林所有者等の共同による施業の実施を促進するものとする。

### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

間伐又は森林作業道の整備等の効果の見込まれる施業については、重点的に施業の共同化を推進する。共同化の推進に当たっては森林組合等と連携することとする。

3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

共同作成者の一員が施業等の共同化を遵守しないことにより、その者が他の共同作成者に不利益を被らせることがないように、あらかじめ、個々の共同作成者が果たすべき債務等を明確にする。

4 その他必要な事項

該当無し

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

効率的な森林施業を推進するため、林地の傾斜区分や搬出方法に応じて次表の路網密度の水準を目安に林道、林業専用道及び森林作業道を適切に組み合わせて開設し、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムを構築するものとする。

区分	作業システム	路網密度 (m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 (0° ~ 15°)	車両系 作業システム	30 ~ 40	70 ~ 210	110以上
中傾斜地 (15° ~ 30°)	車両系 作業システム	23 ~ 34	52 ~ 165	85以上
	架線系 作業システム	23 ~ 34	2 ~ 41	25以上
急傾斜地 (30° ~ 35°)	車両系 作業システム	16 ~ 26	35 ~ 124	60 (50) 以上
	架線系 作業システム	16 ~ 26	0 ~ 24	20 (15) 以上
急峻地 (35° ~)	架線系 作業システム	5 ~ 15	—	5以上

注1：「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材をつり上げて集積するシステム。スイングヤード等を活用する。

注2：「車両系作業システム」とは、林内ワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

注3：「急傾斜地」の（ ）書きは、広葉樹の導入による針広混交林化など育成複層林へ誘導する森林における路網密度である。

なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に適用し、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

計画期間内に基幹路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域（路網整備等推進区域）は次のとおりとする。

路網整備等	面積 (ha)	開設予定路線	開設予定延長 (m)	対図番号	備考
該当無し					

### 3 作業路網の整備に関する事項

#### (1) 基幹路網に関する事項

##### ① 基幹路網の作設に係る留意点

適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道については林道規程（昭和48年4月1日48林野道第107号林野庁長官通知）及び香川県林業専用道作設指針に則り開設する。

##### ② 基幹路網の整備計画

別表3のとおり。

基幹路網の整備に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進する。

##### ③ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」（平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知）、「民有林林道台帳について」（平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知）等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理することとする。

#### (2) 細部路網の整備に関する事項

##### ① 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から「森林作業道作設指針（平成22年1月17日付け22林整第656号林野庁長官通知）」及び「香川県森林作業道作設指針」に基づいて開設する。

##### ② その他必要な事項

該当無し

### 4 その他必要な事項

基幹路網の整備に当たっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進する。

## 第8 その他必要な事項

### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

本市の林家の大部分は5ha未満の小規模所有者であり、森林所有者の高齢化も進んでいることから、生産性も低く、林業のみで生計を維持することは困難である。

したがって、森林施業の共同化及び合理化を進めるとともに、生産コストの低減及び労働強度の軽減を図ることで、生産性を向上させ、林業従事者の確保に努めるものとする。

また、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者の裾野の拡大、女性等の活躍・定着等に取り組むこととする。

### 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

木材生産性の向上及び労働の軽減等、施業の合理化を図るため、高性能林業機械を主体とした機械作業システムの導入を推進する。

高性能林業機械のうち、オペレーターを要する機械については、関係する作業班、作業員の技術講習等への積極的参加を促すとともに、共同利用に努めるなど、機械作業の普及及び定着を推進する。今後、林業機械の導入に当たっては、森林施業に関する事業規模を考慮し、導入を検討する。

作業の種類		現状（参考）	将来
間伐等	伐倒、造材	小型林内作業車 クレーン付トラック フォワーダ	小型林内作業車 クレーン付トラック フォワーダ スイングヤーダ ハーベスタ プロセッサ

### 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和5年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進める。

## III 森林の保護に関する事項

### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

#### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

##### (1) 鳥獣害防止森林区域の設定

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積（ha）
ニホンジカ	101～102林班、106林班、 108～111林班、146～152 林班、154林班、157林班、 204林班、207～211林班、 405林班～413林班、417林 班、428林班～431林班、433 林班～435林班、441林班、 449林班、451林班、452林班、 502～509林班、513～517 林班、601～606林班	4,065

##### (2) 鳥獣害の防止の方法

鳥獣害防止対策の実施に当たっては鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整することとする。

#### ア 植栽木の保護措置

現地調査等による森林のモニタリング調査等を実施し、必要に応じて防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置を行う。

#### イ 捕獲

わな捕獲（くくりわな、囲いわな、箱わな等）又は銃器による捕獲等を実施する。

##### (3) その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況を確認するために、現地調査や各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う森林所有者等からの情報収集等を行うこととする。

## 第2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

### 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

#### (1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

マツ枯れやナラ枯れ等をはじめとする森林病虫害等による被害を未然に防止するため、早期発見、早期駆除等に努める。松くい虫被害対策については、松林が山地災害防止をはじめ、景観保全などの公益的機能を有していることから、森林病虫害等防除法による基本方針に基づき、地域にとって重要な「保全する必要がある森林」を特定し、国・県等関係機関と連携のもと、周辺森林とあわせて対策を講じる。ナラ枯れ被害対策については、まん延を防止し、森林の持つ多面的機能を確保するため、「香川県ナラ枯れ防除対策方針」に基づき、関係機関等と連携する。

##### i) 保全森林（保全する必要がある森林）

松くい虫被害から保全する必要があることから、樹幹注入などによる予防措置と併せて被害木駆除の徹底に努める。また、実施にあたっては、非有機リン系薬剤の使用に努めるなど環境に配慮する。

##### ii) 周辺森林

保全森林へ松くい虫被害が移らないように被害木駆除の徹底に努める。

#### (2) その他

(1)のほか、森林病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、県、森林組合、森林所有者等との連携による被害対策や被害監視から防除実行までの地域の体制づくりに努める。

### 2 鳥獣による森林被害対策の方法（第1に掲げる事項を除く）

対象鳥獣以外の野生鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、被害の情報収集に努め、それを踏まえた被害防止対策に努めることとする。

### 3 林野火災の予防の方法

林野火災対策として、市民に対する各種の普及啓発活動により防火意識の高揚を図るとともに、林野火災を未然に防止するため、森林巡視等を適時に実施するとともに、関係機関と連携を図りながら林野火災予防標識等の設置を推進することとする。

### 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを実施する場合は、「高松市火入れに関する条例」（昭和60年3月27日条例第17号）に基づき、適正に実施するものとする。

### 5 その他必要な事項

#### (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

該当無し

#### IV 森林の保健機能の増進に関する事項

- 1 保健機能森林の区域  
該当無し
- 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項  
該当無し
- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項  
該当無し
- 4 その他必要な事項  
該当無し

#### V その他森林の整備のために必要な事項

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
  - (1) 森林経営計画の記載内容に関する事項  
森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画すべきものとする。  
ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽  
イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項  
ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項  
エ IIIの森林の保護に関する事項

##### (2) 森林法施行規則第33条第1号ロの規定に基づく区域

区域名	林 班	区域面積(ha)
五色台・国分寺地区	158林班～161林班、163林班～165林班、 701林班～720林班	1,860
東部地区	103林班～137林班、153林班～156林班	1,788
香川・香南地区	501林班～519林班、601林班～606林班	1,000
塩江地区	401林班～457林班	5,950

- 2 生活環境の整備に関する事項  
都市住民を中心としたUJIターン者等の定住の促進を図るため、山村地域の生活環境の整備に努める。
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項  
該当無し
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項  
現在、市内に整備されている自然ふれあいの森（勅使町）、生活環境保全林（塩江町・牟礼町）、御殿山園地（庵治町）及び創造の森（庵治町）等を保健・文化・教育活動の場として、有効利用に努める。

5 住民参加による森林の整備に関する事項

(1) 地域住民参加による取り組みに関する事項

市有林において香川県が実施するフォレストマッチング推進事業に参加し、CSR活動や森林ボランティア活動を目的とする企業や団体に、森林整備や環境学習等の場及びその他必要な情報の提供を行う。

(2) 上下流連携による取り組みに関する事項

該当無し

(3) 法第10条の11の8第2項に規定する施業実施協定の参加促進対策

該当無し

(4) その他

該当無し

6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

該当無し

7 その他必要な事項

(1) 森林施業の制限

保安林その他法令により森林施業について、制限を受けている森林については、当該制限に従い、適正に実施するものとする。

また、盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）に基づき、知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用することとする。

別表 1 (第 4 関係)

区分	項目	対象区域	施業方法	面積 (ha)
水源かん養機能	水源のかん養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	<p>【水源かん養機能の評価区分が高い森林】</p> <p>水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林</p>	伐期延長	12,666
山地災害防止機能 土壌保全機能	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図る森林	<p>【山地災害防止機能・土壌保全機能の評価区分が高い森林等】</p> <p>土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図る森林、土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、雪崩防止保安林、落石防止保安林、砂防指定地、山地災害危険地区、急傾斜地崩壊危険区域や山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林</p>	長伐期施業 特に重要なものについては、複層林施業及び択伐複層林施業	7,934
快適環境形成機能	快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林	<p>【快適環境形成機能の評価区分が高い森林等】</p> <p>飛砂防備保安林、防風保安林、潮害防備保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や、市民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林</p>	長伐期施業 特に重要なものについては、複層林施業及び択伐複層林施業	1,536

保健・レクリエーション機能	保健文化機能の維持増進を図る森林	<p>【保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能の評価区分が高い森林等】</p> <p>保健保安林、風致保安林、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林及び原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に生物多様性保全機能の発揮が求められる森林</p>	長伐期施業 特に重要なものについては、複層林施業及び択伐複層林施業	4,173
文化機能				
生物多様性保全機能				
その他	その他の公益的機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	上記に掲げるもののほか、その森林の有する公益的機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業 特に重要なものについては、複層林施業及び択伐複層林施業	なし
木材等生産機能	木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	<p>【自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林】</p> <p>木の生育に適した森林、林道等の開設状況等から効率的な施業が可能な森林、木材等生産機能の評価区分が高い森林</p>	通常	11,170

別表3（第7関係）

開設/拡張	種 類	区分	路線名	延長及び 箇所数	利用区域 面積 (h a)	前半5か年 の計画箇所	対図 番号	備考
拡張	自動車道	改良	塩江琴南線	1 箇所	—		①	
拡張	自動車道	改良	六甲天満ヶ原線	1 箇所	—		②	
拡張	自動車道	改良	嵯峨野粉谷線	1 箇所	—		③	
拡張	自動車道	改良	城原炭谷線	1 箇所	—		④	
拡張	自動車道	改良	南地線	1 箇所	—		⑤	
拡張	自動車道	改良	菅沢小蓑線	1 箇所	—		⑥	
拡張	自動車道	改良	八丁線	1 箇所	—		⑦	
拡張	自動車道	改良	宮谷線	1 箇所	—	○	⑧	
拡張	自動車道	改良	佛谷線	1 箇所	—	○	⑨	
拡張	自動車道	改良	浦山線	1 箇所	—		⑩	
拡張	自動車道	改良	白砂古線	1 箇所	—		⑪	